

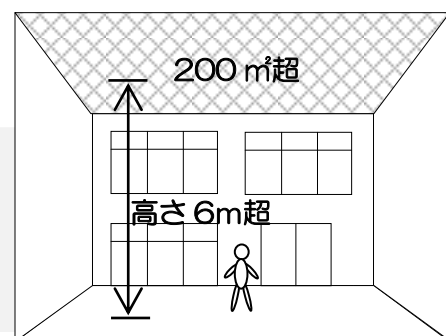
大規模空間の吊り天井

を有する建物の所有者等は、**御注意ください！**

近年、地震などにより大規模空間の吊り天井^{*}が落下し、人命が損なわれるなど、大きな被害が発生しています。

^{*} 具体的には、屋内プール、体育館、劇場、音楽ホール、映画館、エントランスホール、講堂、展示場、宴会場等が、大規模空間の吊り天井がある施設です。

**200㎡を超える吊り天井が
天井高さ6mを超える部分**



に設置されている場合は、以下のような点検が必要と考えられます。

- 1 天井面のゆがみや垂れ下がりの目視点検**
- 2 天井裏の天井材の外れ等の目視点検**

点検をして、脱落のおそれがある場合は…

新たな天井の基準（^{*}）に基づき、
安全対策・脱落防止対策
をおこなってください。

（^{*}）新たな天井の基準は、平成26年4月1日施行の改正建築基準法施行令に規定されているものです。

該当する建築物の所有者・管理者の方は、建物を設計された建築士事務所、建物の施工会社などに、点検について御相談ください。

（本紙に関するお問合せ） 京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課 安全対策担当
電話075-222-3613